

岐阜県公報

号 外 (一) 平成二十四年 四 月 二 日

目 次

告 示

○岐阜県税条例施行規則第十二条第二項に規定する自動車税に係る徴収金の収納事務

(税 務 課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第百八十二号

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）第十二条第二項に規定する自動車税に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第六項において準用する同令第百五十八条第二項の規定により告示する。

平成二十四年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所	委 託 内 容	委 託 期 間
一般社団法人岐阜県自動車会議所 岐阜市日置江二六四八番地の二	自動車取得税及び自動車税の申告受付及び収納事務	平成二十四年四月二日から 平成二十五年四月五日まで

平成二十四年四月二日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社